



平成24年2月15日

各 位

会 社 名 ク オ ー ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 勝  
(コード番号 3034 東証第二部 JASDAQ)  
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 荒 木 進  
T E L 03-6430-9060

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年2月15日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を鑑み、当社株式の売買単위를100株とするため、株式を分割すると共に単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成24年3月31日（土曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成24年3月31日（土曜日）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。

|                  |              |
|------------------|--------------|
| ・株式分割前の発行済株式総数   | 262,368 株    |
| ・今回の分割により増加する株式数 | 25,974,432 株 |
| ・株式分割後の発行済株式総数   | 26,236,800 株 |
| ・株式分割後の発行可能株式総数  | 48,000,000 株 |

##### (3) 日程

- ・基準日公告日 平成24年3月15日（木曜日）
- ・基準日 平成24年3月31日（土曜日）（実質上の基準日 平成24年3月30日（金曜日））
- ・効力発生日 平成24年4月1日（日曜日）

##### (4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の増加はございません。

(5) その他

今回の株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定いたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成24年4月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

平成24年4月1日（日曜日）

※単元株制度の採用に伴い、平成24年3月28日（水曜日）付をもって、東京証券取引所における売買単位は1株から100株に変更となります。なお、当社は平成24年2月1日に大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）において上場を廃止する旨申請いたしました。今後当社株式は、所定の手続きを経て大阪証券取引所より上場廃止となる予定ですが、引き続き東京証券取引所市場第二部に上場しておりますので、株主、投資家の皆様に及ぼす実質的な影響はございません。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成24年4月1日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ・株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるために、現行定款第6条を変更いたします。
- ・株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ・現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

(2) 変更の内容

| 現行  | 変更後  |
|---|--|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>480,000</u> 株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>4,800</u> 万株とする。 |
| (新設)  | (単元株式数)<br>第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。                   |
| 第7条～第44条 (条文記載省略)                                     | 第8条～第45条 (条数繰り下げ)                                    |

以上